社会福祉法人ひだまり
「縁ひだまり」運営規程
【共用型認知症対応型デイサービス】

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ひだまり（以下「事業者」という。）が開設する共用型認知症対応型デイサービスセンター縁ひだまり（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業に従事する職員（以下「職員」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対して適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下、認知症対応型通所介護等）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るとともに利用者の家族の身体的、 精神的負担の軽減を図るものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

４　前３項のほか、「米原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年米原市条例第３号）」及び「米原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法関する基準等を定める条例（平成 25 年米原市条例第４号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　共用型認知症対応型デイサービスセンター縁ひだまり

（２）所在地　滋賀県米原市一色 458 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　センターに勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名　（兼務）

ア　センター業務及び職員の一元的管理

イ　利用者に応じた認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成及びその説明
ウ　事業サービスの提供

（２）生活相談員兼介護職員　２名（兼務）
ア　利用申込みの調整
イ　認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成
ウ　利用者又は家族に対する相談援助
エ　職員に対する指導助言及び技術指導

（３）介護職員　７名（常勤６名、非常勤１名）
ア　第７条に掲げるサービスのうち、利用者に必要なサービスの提供
イ　その他事業運営上の業務

（４）看護職員　１名（兼務）
ア　利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置
イ　その他利用者の健康管理に関する相談及び助言

各職種の職員は、グループホーム縁ひだまりの職員を兼務する。ただし、生活相談員は計画作成担当者を兼務する。

（営業日及び営業時間）

第５条　センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から日曜日までとする。ただし、１月１日～１月３日を除く。

（２）営業時間　午前８時 30 分～午後５時 30 分までとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

（３）サービス提供時間　９時 15 分～16 時 30 分

（４）延長サービス可能時間帯　サービス提供前　７時 45 分～９時 15 分
サービス提供後　16 時 30 分～19 時 30 分

（事業所の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、１日３名とする。

（通所介護及び介護予防通所介護の内容）

第７条　介護及び介護予防サービスの内容は次のとおりとする。

（１）生活指導（相談援助等）

（２）機能訓練（日常生活動作訓練）

（３）介護サービス

（４）介護予防サービス

（５）健康状態の確認

（６）送迎

（７）給食サービス

（８）入浴サービス
（９）その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）
第８条　認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
　なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬上の告示上の額とする。
２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、１㎞あたり 50 円を徴収する。
３　食事の提供に要する費用については、800 円(内おやつ代 100 円含む)を徴収する。
４　おむつ代については、120 円を徴収する。
５　その他、認知症対応型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収するものとする。
６　前５項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
７　認知症対応型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
９　法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護等に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、米原市内とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第 10 条　利用者はサービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
（１）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
（２）管理者及び職員の安全管理上の指示に従うこと。
（３）火気の取扱いには特に注意し、定められた場所以外での喫煙はしないこと。
（４）許可なく、外部より飲食物を持ち込み、飲食しないこと。
（５）利用者及びその家族は他の利用者及び職員に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならないこと。なお、これらにより職員の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を事業所は講じることとする。

2　事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（１）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

・包丁（刃物）を向ける
・首を絞める
・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
・ひっかく、つねる
・服を引きちぎる
・手を払いのける
・唾を吐く
・物を投げつける

（２）精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり､おとしめたり､敬意の欠如を示す行為

【例】

・無視し続け、サービス提供ができない
・奇声、大声を発する
・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
・職員等にいやがらせをする
・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
・刃物を胸元からちらつかせる
・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
・業務終了後も要望を次々と出される
・契約業務以上のサービスを強要する
・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
・「盗人」と言い続ける
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
・利用料金を数か月滞納し､「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

（３）セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等､性的ないやがらせ行為

【例】
・必要もなく手や腕を触る
・抱きつく
・ヌード写真を見せる
・あからさまに性的な話をする
・卑わいな言動を繰り返す
・職員等の衣服等に手を入れる

（４）その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】
・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

（衛生管理等）

第 11 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条　認知症対応型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第 13 条　非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

２　非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施

設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。
3　消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（苦情処理）
第14条　認知症対応型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2　事業所は、提供した認知症対応型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3　事業所は、提供した認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第15条　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第16条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
（地域との連携等）
第17条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めることとする。
2　認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護

について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。

3　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条　事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するとともに業務体制の整備を図るものとする。

2　管理者は、円滑な事業の遂行を図るため、また事業内容を明確にするため、必要な帳簿を整備するものとする。

3　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

附　則

１．この規程は、令和２年１月１日から施行する。

２．この規程は、令和３年６月１日から施行する。

３．この規程は、令和４年４月１日から施行する。

４．この規程は、令和５年１月１日から施行する。

５．この規程は、令和６年４月１日から施行する。

６．この規程は、令和６年 12 月１日から施行する。

７．この規程は、令和７年 10 月１日から施行する。